

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	スチームドレン系受タンク入口配管(プロセス放射線モニター検出器入口)において、配管の孔食発生箇所より微量の水(非放射性)のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理。	G III	
2	3号機	3, 4号中央制御室内保安固定電話において、電話回線不良(4台の固定電話が使用不能)が認められたため、当該原因を調査・修理。 なお、他の電話が使用可能なため外部との連絡に問題なし。	G III	
3	その他	福島第一原子力発電所地上タンク内汚染拡大防止工法手順確認作業(福島第二原子力発電所構内仮設タンクにて実施)において、タンク上部設置電動チェーンブロック用吊り具のタンク天板への落下が認められたため、当該原因を調査・対策検討。	G II	